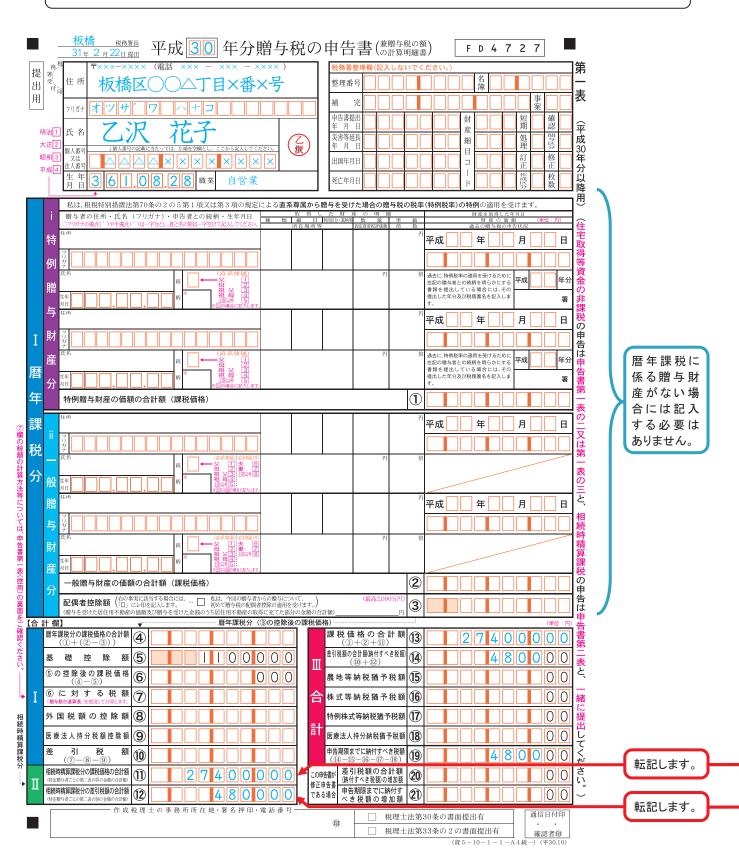
【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地と上場株式5,000株の贈与を受けました。

平成30年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は20歳以上ですので、相続時精算課税(注)を選択して申告します。

(注)制度の概要については、4ページを参照してください。



32

「住宅取得等 資金の贈与 を受けた場 合の相続時 精算課税選 択の特例」 (69ページ参 照)の適用を 受けない場 合には□に レ印を記入 する必要は ありません。

記入漏れが

してください。

				務税	署 受 付 印				Γ	受贈	者の	氏名		Z	沢	花	子	
次の特例の適用を受ける場合には、〇の中にレ印を記入してください。 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受										を受	· けます。 (単位:円)							
	特定	贈与者の住所	・氏名(フリガナ)・	申告者との	の続柄・生年		り特定贈与 頁 細 目	者から取: 利用区分・ 銘 柄 等	得した財数量		細価		財産	を取	得し7			H)
	<u>()</u> フリ 住		蜀点(*)は一字分とし、姓と	:名の間は一字:	空けて記入してくが	ださい。 所	在場序		固定資産科評価	税 倍	数		財	産	0	価	額	
相			\\\\ \^\\ ∧ T □	△巫	人. 巴	土地	宅地	自用地	86.50m	i 300,	,000	平成	3 () 年	0 7	月	06	日
		豆岛区 ()〇△丁目	△番 ∠	5	板橋区	KOOAT	目×番		Ħ	倍			2 5	95		00	0
続	フリガナ	オッサ゛	ワョウコ	7		有価証	券 上場株式等	○○ 株式会社	5,000杉	k 29	円 70							
時	氏		尺陽	子		千代田	 区○○町×丁	1		Ħ	倍	平成	3[0	〕年	1][0	月	1 2	日
时	L		父 1、母[ク 対 氏な	› য়ে ^{**}		券△△支店	1			H				4 5	0	00	0
精	続	柄 4	← 社母 4、1			の場合に 入します。						平成		年		月		日
	生月	年 3	1	0 1	<u> </u>	0				H	倍							
笪	財産	産の価額の合	-明治 1、大正		15、平成	4					22			7	4 0	0	00	0
21	特別	過去の年分	かの申告において	て控除し	た特別控	除額の合計	額(最高2	,500万円)		23							0
	控除	特別控除額	頭の残額 (2,500	万円-0	23)						24)			2 5	00	0	00	0
課	額の	特別控除額	頁(22の金額と	④の金額	jのいずれ;	か低い金額)				25)			2 5	00	0	00	0
	計算	翌年以降に	二繰り越される 物	寺別控除	額 (2,50	0万円-33-	- 25)				26							0
税		②の控除後	その課税価格 (②	22— 25)	【1,000P	円未満切捨て	7]				27)			2	40	0	00	0
亿	税額	②に対する	5税額 (②×20	%)							28						00	
	の計	外国税額 <i>σ</i>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ある財産の)贈与を受け;	た場合で、外国	の贈与税を記	果せられたと	· きに記入し	ます。)	29	$\overline{\Box}$						Ħ
分	笄	差引税額	(28 – 29)								30				4 8	0	00	0
73		左打机锅	申告した税務署名	控除を受	けた年分	受贈者の何	主所及び氏	名(「相続日	時精算課稅資	選択届出書		載した住	L 所・氏	L 名と異な				
		己の特定贈与	1 老	平成	年分													
		nらの贈与に り取 得 した																\dashv
	財産	産に係る過去	者	平成	年分													
		目続 時 精 算 紀分の贈与税	- 要	平成	年分													
	の	申告状況	署	平成	年分													
	4	(注) 上記	▲ の欄に記入しきれ	ないとき	は、適宜の	用紙に記載し	提出してく	ださい。										
	© _ [∤	上記に記載る 相続時精算調	された特定贈与 果税選択届出書 出書」を改めて	者から 」を必っ	の贈与に [・] ず提出し ⁻	ついて初め てください	で相続時 。なお、	精算課税										

33

相続時精算課税選択届出書

\ \	1		住 所	〒×××-×××電話(××× - ××× - ××××
21	0 00	受	又は 居 所	板橋区○○△丁目×番×号
平成 <u>31</u>	_年 <u>2</u> 月 <u>22</u> 日	贈	フリガナ	オツザワ ハナ コ
板橋	税務署長	者	氏 名 (生年月日)	乙沢 花子 (大 图 平 61 年 8 月 28 日)
			特定贈与者	発しの続柄

私は、下記の特定贈与者から平成 30年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

张 新 置 受 付 向

住 所 又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏 名	乙沢 陽子
生年月日	明·大·囮·平 10 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			•		
推定相続人又は孫となった理由					
推定相続人又は孫となった年月日	平成	年	月	日	

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与につい 相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類

次の(1)~(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に / 印を記入してください。)

- (1) ☑ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
 - 交頭有が特定頭子有の巨ボ芋属とめる推定相称人人は赤くめること 租税特別措置法第70条の7の5 ((非上場株式等についての贈与税の納税消予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者(②に該当する者を除きます。)が同法第70条の2の7 ((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (2) ☑ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を 証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありま せん。
 - (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2) の書類の添付を要しません。
- (3) ☑ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) ☑ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所 又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも 差し支えありません。)
 - 租税特別措置法第 70 条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特 例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税
 - 特別措置法第 70 条の 3 の適用を受ける場合を除きます。) 又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4) の書類の添付を要しません。
-)この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで 相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に 加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

4/ ⊟	成税理士			電話番号					
*	税務署整理欄	届出番号	=	名 簿	П	T		確認	

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平30.10)

Q&A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を 選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しな ければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作 成しなければなりません。

平成30年中に特 定贈与者(6ペー ジの3(注2)参 照)の孫が特定 贈与者の推定相 続人となった場合 で、推定相続人と なった時前の特 定贈与者からの 贈与について相 続時精算課税の 適用を受けるとき には、記入は要し ません。

相

続時

精算課税選択届出

は

必要な

5添付

書類とともに

申

告

第

表

及び

第

表

緒 に提

出

してくださ

添付書類として 特定贈与者の住 民票の写しを添 付する場合には、 マイナンバー(個 人番号)が記載さ れていないものを 添付してくださ

平成30年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成30年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに○がある場合</u>には、原則として相続時精算課税を選択することができます。 該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和33年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成10年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の 直系卑属(子や孫など)である 推定相続人 又は 孫 ですか。	はい	いいえ

- (注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和33年1月3日以後に生まれた人の場合には、「平成30年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート(47ページ又は49ページ参照)を使用してください。
 - 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79ページ参照)の適用を受ける場合は、3 の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」のチェックシート(61ページ参照)を併せて使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(69ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

\mathcal{B}	ての表の1から4までの書類は、 贈与を受けた日以後に作成されたもの を提出してください。
	添付書類
	受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
	① 受贈者の氏名、生年月日
	② 受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
1	(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79 ページ参照) の適用を受ける場合 (受
	贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「①の内容を証する書類」及び
	「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株
	式等の取得をしたことを証する書類」となります。
	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (受
2	贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
	(注)受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、2の書類を提出する必要はありません。
	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
	(注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されて
3	<u>いないもの</u> を添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、 マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。
	マイテンパーをマステンクするなどの別心をお願いします。 2 上記1の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3の書類を提出する必要はあり
	ません。
	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (贈
	与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
	(注)1「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(69ページ参照)の適用を受ける場合には、
4	「贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
	2 上記3の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が60歳に達した時以後(「住宅取得等資
	金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日
(34)	以後、贈与者の住所に変更がないときは、4の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q&A 不動産取得税はかかりますか。

問: 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答: 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税) はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。